

御徒町南口駅前広場でのロケ撮影における ガイドライン

令和5年12月20日
台東区都市づくり部

目 次

- 第 1 目 的
- 第 2 定 義
- 第 3 ロケ撮影の対象
- 第 4 使用制限
- 第 5 受入れ条件

付 則

(目的)

第1 このガイドラインは、御徒町南口駅前広場での撮影受入れに関する申請事務の効率化と台東区（以下「区」という。）及び御徒町駅周辺地域の商業振興、観光振興又は産業振興に資することにより、御徒町南口駅前広場の知名度向上やイメージアップなどに寄与することを目的とする。

(定義)

第2 このガイドラインにおいて次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 広場 御徒町南口駅前広場使用事務取扱基準（以下「事務取扱基準」という。）第2条第1号に規定するものをいう。
- (2) ロケ撮影 商業目的のロケーション撮影をいう。
- (3) 制作者 前号の企画及び撮影等を行う者をいう。

(ロケ撮影の対象)

第3 このガイドラインによるロケ撮影対象は、次の各号のとおりとする。

- (1) 取材
- (2) 広告撮影
- (3) テレビ又は映画撮影
- (4) 販促物用撮影
- (5) 雑誌、写真集などの静止画撮影
- (6) その他動画又は静止画撮影

(使用制限)

第4 前項のロケ撮影対象であっても、次の各号のいずれかに該当する場合は、ロケ撮影による広場を使用することができない。

- (1) 事務取扱基準第6条に規定する使用制限に該当するもの
- (2) 作品の内容、広場の利用方法が区及び御徒町駅周辺地域にとって不利益になると判断できるもの
- (3) 企画自体に不确实要素があり、公開に至る可能性が低いもの
- (4) 区、株式会社大丸松坂屋百貨店又は御徒町駅広場周辺地区まちづくり協議会の撮影立会いを排除するもの

(受入れ条件)

第5 原則として、ロケ撮影を行う制作者は、次の各号を遵守すること。

- (1) 広場の使用に関する事項は、事務取扱基準に基づかなければならない。
- (2) 制作者は、撮影日の10日前までに御徒町南口駅前広場使用申請書（第1号様式）に必要な書類を添付して区窓口又は郵送等により提出するものとする。
- (3) 区は、区及び御徒町駅周辺地域の商業振興、観光振興又は産業振興のため、必要な協力を求めることができる。

付 則

このガイドラインは、令和5年12月20日から施行する。